



泊まるなら地元割クーポン

地元の宿応援事業 (泊まるなら地元割クーポン) 取扱マニュアル

(宿泊施設様 向け)

2020年7月7日作成

地元の宿 応援事業(泊まるなら地元割クーポン)事務局

〒020-8777

岩手県盛岡市名須川町 17 番 10 号

電話 : 019-601-8161 FAX:019-601-8162 (7/11～開通)

E-mail jimotowari-gyosha@tobutoptours.co.jp

上記アドレスは 7/10 まで利用可能 7/11 以降は後日ご案内いたします。

(営業時間 10 時 00 分～17 時 00 分/期間中無休)

1. はじめに「地元の宿 応援事業（泊まるなら地元割クーポン）の実施にあたって

本事業については、本書を確認の上、誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。
なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

●地元の宿 応援事業 泊まるなら地元割クーポン 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ宿泊需要の早期回復を図るため、岩手県内の宿泊施設を対象とした宿泊料金の割引クーポンを発行し、県民の利用を促進する。

岩手県内に住所を有する者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象に、旅行者・宿泊施設が販売する宿泊代金に対して、割引クーポン 2,000 円を発行する。

（以下、「対象事業者」）は、割引クーポンの取り扱いにあたり、ルールに則った取組をお願いします。）

【本事業への参加条件】

- ・規定期日までに本事業参加エントリー済であること。
- ・事務局が示すスケジュールに沿った取組みを行うこと。
- ・本書に示す事業内容等に同意すること。

※本支援事業マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更する場合があります。

■目次

1. はじめに	1
2. 「地元の宿応援事業」について	2
3. 「地元の宿応援事業」全体スキーム	3
4. 「地元の宿応援事業」参加者の申込スキーム&取扱マニュアル	4～6
5. 登録及び実績報告等について	7
6. 「地元の宿応援事業」に係る証票及び不正利用防止	8
7. 「地元の宿応援事業」業務に係る Q&A	9
8. 「地元の宿応援事業」補助額の具体例	10
提出書類【1～3】	11～13

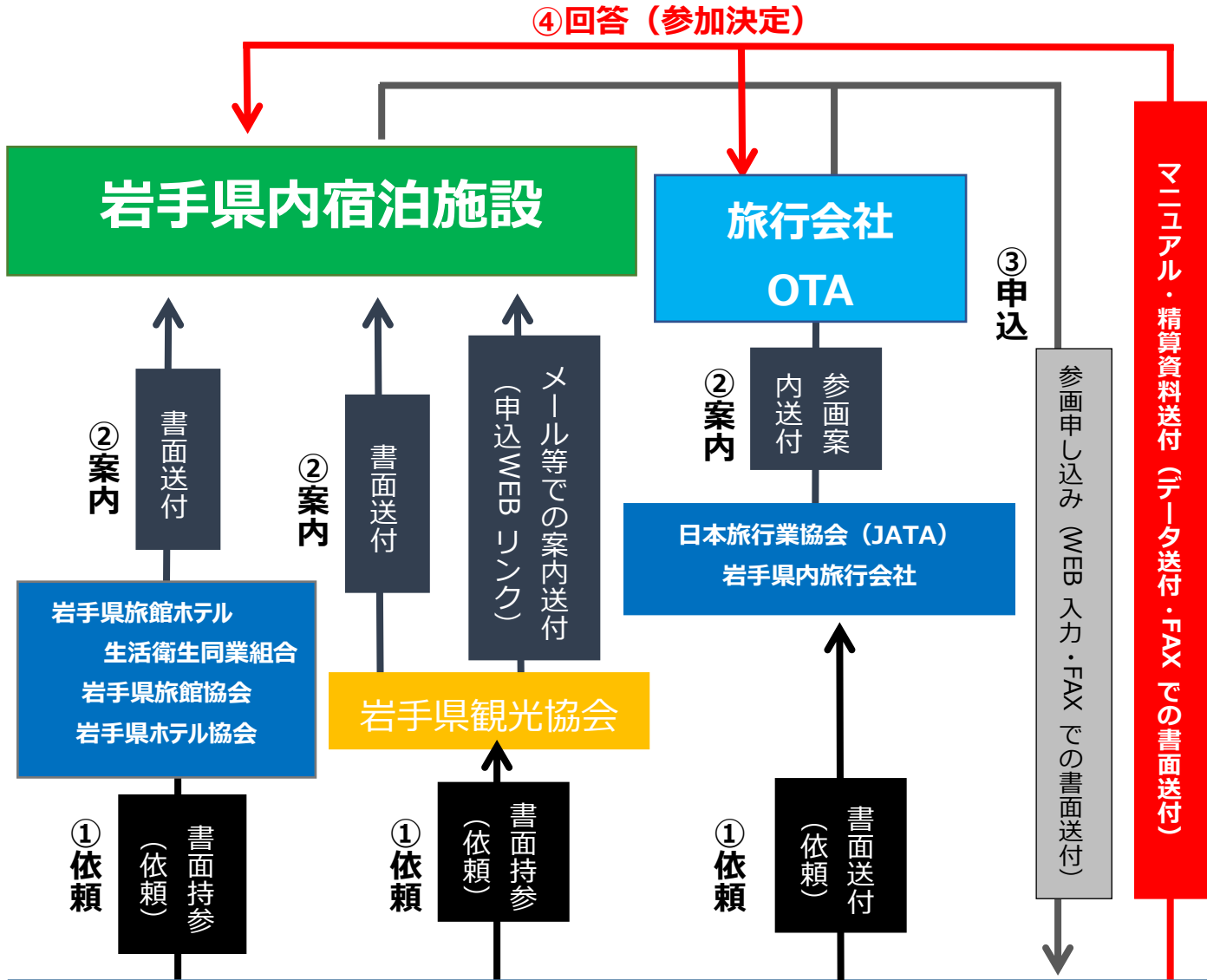
2. 地元の宿応援事業について

名称	「地元の宿応援事業」
利用可能施設	本事業に参加申請を行った岩手県内の宿泊施設
発行金額	1枚2,000円の定額発行
発行枚数	200,000枚(400,000千円)上限
申込可能枚数	1名あたり3枚まで申込可能(3泊分利用可能)
対象者	岩手県民(岩手県に居住している事が条件、年齢制限なし、外国籍の方も可能)
申込期間と当選枚数	2020年7月11日(土)～2020年9月13日(日) 必着 ●第1期 2020年7月11日(土)～7月16日(木) <u>100,000枚</u> ●第2期 2020年7月17日(金)～7月26日(日) <u>50,000枚</u> ●第3期 2020年7月27日(月)～8月09日(日) <u>50,000枚</u> ※上限枚数に満たない場合は第3期以降は先着。
抽選方法(3期抽選)	上記3期にて抽選。落選者は次回抽選に繰り下げ自動的に応募とされる。
利用期間	クーポンが手元に届いてから2020年9月30日(水)宿泊まで
利用条件	市町村による割引事業など、他の割引適用後の金額が1名1泊あたり3,000円 税別 以上の場合に使用可能。本クーポンは1名につき1泊1枚までが使用条件。(割引適用後旅行者が、1人1泊あたり1,000円 税別 を負担)
チケット発送	各期間の締切後、抽選と印刷を経て、順次発送。
応募方法	往復はがきにて事務局に申込み。
申込から発行まで	往復はがきに必要事項を記載し投函 → 事務局にて登録・抽選 → 返信はがきにクーポンを印刷し返送(クーポンの発行)
お客様お支払い	宿泊施設にてクーポンを提出し、岩手県に居住していることが分かる証明書を提示→ → 差額分を宿泊施設に支払い。
併用について	他の割引と併用可能とする。ただし、 他の割引適用後 の金額が1名あたり1泊3,000円 税別 以上の場合に対象とする。
備考	① 当選者本人同行で譲渡可能。(岩手県に居住している方) ② 期間内に本クーポンを使用しなかった場合、本クーポンの換金、清算は行わない。
付帯特典	① 本クーポンを使用した県民の中から抽選で100名に宿泊券や県産品を授与。 ② 第3期までの抽選に漏れてしまった方はJV旅行会社4社で使用可能な1,000円割引券を進呈。

3. 「地元の宿応援事業」全体スキーム

宿泊施設の参画施設依頼～申し込み～案内の流れ

県内の宿泊施設の参加受付は各団体の協力を得ながら下記の流れで実施。



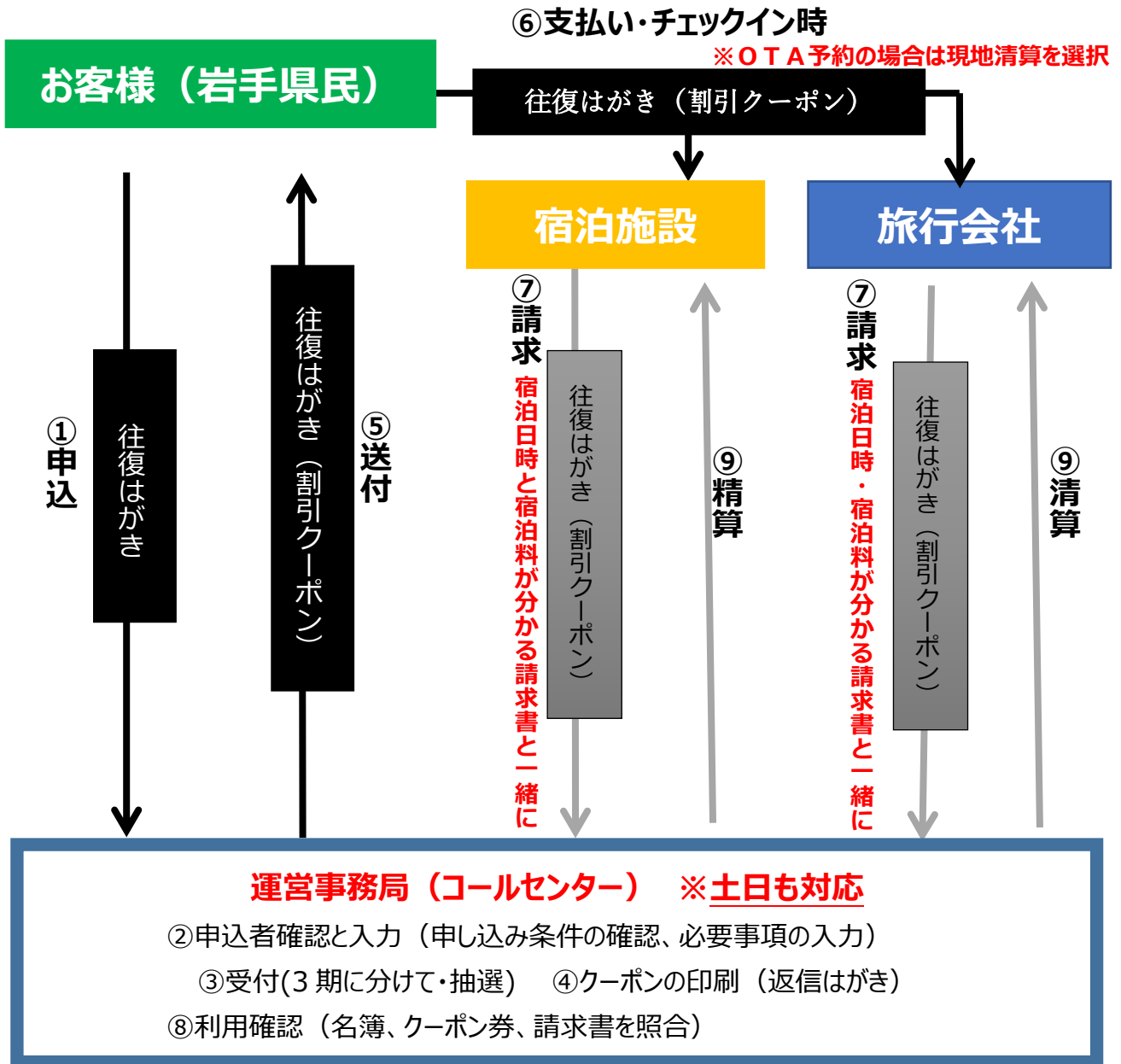
運営事務局（コールセンター） ※土日も対応

本業務ホームページへ参加受付用 WEB システムへのリンクを張り、参加申し込みは WEB システムにて行う。※WEB 入力ができない施設には FAX での申込書受付も行う。

本事業のHPに、クーポン（返信はがき）の**「利用可能施設一覧」**を作成。岩手県民に閲覧いただけるように設定いたします。

4. 「地元の宿応援事業」参加者の申込スキーム

岩手県民の応募から宿泊施設への送金までの流れ



【ポイント】の本事業アンケートを実施

本事業に対するアンケートを設置。

本事業に対する岩手県民の感想や宿泊施設へのメッセージを収集いたします。

記入いただいたアンケートは、宿泊施設から事務局へ請求書を
 発送する際に同封いただき、事務局で集計。

事業完了後、岩手県様に提出いたします。



[イメージ]

スケジュール

	6月後半	7月前半	7月後半	8月前半	8月後半	9月前半	9月後半	10月前半	10月後半	
業務全体	業務委託契約締結	泊まるなら地元割クーポン使用可能期間 7/11~9/30					状況報告MTG	状況報告MTG		
事務局	事務局設置準備	7/6 7/11 参加施設資料送付	7/11 事務局運営開始	事務局運営業務 ①県民、宿泊施設の問い合わせ対応 ②申込者登録、抽選、発送業務 ③宿泊施設への送金、請求書内容照合 ④Wチャンスの抽選、発送						
募集		7/11 ~7/16 第一期募集期間	7/17 ~7/26 第二期募集期間	7/27 ~8/9 第三期募集期間						
宿泊施設	参加受付開始	7/3 参加申込締め切り	7/31 第一回入金	8/14 第二回入金	8/28 第三回入金	9/18 第四回入金	10/2 第五回入金	10/16 第六回入金		
広報	広報素材制作	広報展開期間 7/11~9/12 ①テレビスポット/テレビパブリシティ4回/特別番組1回 ②ラジオスポット/ラジオパブリシティ1回 ③新聞掲載2回/フリーペーパー掲載1回 ④街頭ビジョン放映 ⑤WEB展開 (HP、SNS、アプリ) ⑥ポスター配布								

- 1 商 品 名 **地元の宿 応援事業 (泊まるなら地元割クーポン)**
- 2 設 定 期 間 2020年07月11日(土)～2020年09月30日(水) 宿泊分
- 3 事務局連絡先 (明細書・請求書先) 〒020-8777 盛岡市名須川町17番10号 株式会社吉田印刷内
地元の宿 応援事業 (泊まるなら地元割クーポン)事務局
電話番号 019-601-8161 FAX 019-601-8162 (電話・FAXは7月11日から開通)
E-mail jimotowai-gyosha@tobutoptours.co.jp 対応時間 平日10:00～17:00
- 4 業 務 目 的
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ宿泊需要の早期回復を図るため、宿泊料金の割引クーポン発行により県民の利用促進を促す
 - ・割引クーポンの発行規模、2,000円×20万枚(400,000千円)を上限
- 5 対 象 施 設 岩手県内に所在し、旅館業法(昭和23年年法律138号)第3条第1項に規定する許可を受けた施設であること。ただし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く
- 6 基 本 ル ー ル
 - ・割引クーポンは2,000円の定額発行(返信往復はがきにクーポン印刷、1枚で2,000円)
 - ・割引クーポンは他の割引と併用可能
 - ・他の割引適用後の金額が1人1泊**3,000円税別**以上の場合にクーポン割引の対象とすること
 - ※本事業のクーポンを他割引と併用利用し最終支払額が1,000円税別以上となること
 - ・割引クーポンは抽選にて当選者に発送します。※おひとり様3枚まで応募可
 - ・割引クーポンの利用は、お一人様1泊1枚の利用可
 - ・割引クーポンの利用者は当選者に限るが、当選者が同行する宿泊の場合、譲渡可とする
- 7 クーポン発行方法
 - ①希望者が往復はがきにて 上記事務局に申込
 - ②事務局より抽選にて返信用はがき 割引クーポン2,000円券を印字して発送
 - ③受け取り後、希望施設の予約(旅行会社・直接施設にて予約)

【注意】
※クーポン受取前の宿泊予約は、割引不可
 ※お一人様1泊1枚の利用
 ※岩手県内にお住まいの方/居住が確認できる方 対象
- 8 施設での受付の流れ
 - ①お客様またはOTA(現地精算のみ)より電話・在庫引落等にて宿泊受付
 - ②チェックイン時に割引クーポンの提出をいただき精算
 - ③支払いは施設で直接支払いのため、web申込時のクレジットカード精算不可

(10ページの補助額の具体例をご確認ください。)
- 9 精 算 方 法
 - ①下記スケジュールにて【提出書類3】の経費明細書と割引クーポンを事務局へ郵送
 - ②事務局にて確認後、予め頂戴している口座へ振込

第1期	7月27日(月)まで事務局到着分	→	7月31日(金)入金
第2期	8月10日(月)まで事務局到着分	→	8月14日(金)入金
第3期	8月24日(月)まで事務局到着分	→	8月28日(金)入金
第4期	9月14日(月)まで事務局到着分	→	9月18日(金)入金
第5期	9月28日(月)まで事務局到着分	→	10月02日(金)入金
第6期	10月12日(月)まで事務局到着分	→	10月16日(金)入金
- 10 取 消 料 宿泊施設の旅館・ホテルの規定による取消料
- 11 お 願 い

今回の事業に関する参加者向けのアンケートを作成します。チェックイン時にお渡しいただき、チェックアウト時に回収していただき、請求書とともに事務局まで送付願います。
- 12 そ の 他 ご不明な点は 事務局までご連絡願います

5. 「地元の宿応援事業」の登録及び実績報告等について

(1) 支援金申請システムの初期登録について

登録手続き	Web&FAX 登録期限提出期日
地元の宿応援事業 参画事業者登録	7月7日（火曜日） 17:00 完了
※上記登録締切期日以降も参画希望施設様は受付可能です。	

(2) 報告について

地元の宿応援事業の対象事業者は、以下のスケジュールに従い、事務局への報告をお願いします。報告書等の様式は、事務局ホームページよりダウンロードしてください。

割引クーポン券と 利用明細書&請求書を宅急便又は書留にて事務局まで郵送願います。

- ① 7月27日(月)事務局到着分 → 照合・確認作業 → 入金日 7月31日(金)
- ② 8月10日(月)事務局到着分 → 照合・確認作業 → 入金日 8月14日(金)
- ③ 8月24日(月)事務局到着分 → 照合・確認作業 → 入金日 8月28日(金)
- ④ 9月14日(月)事務局到着分 → 照合・確認作業 → 入金日 9月18日(金)
- ⑤ 9月28日(月)事務局到着分 → 照合・確認作業 → 入金日 10月02日(金)
- ⑥ 10月12日(月)事務局到着分 → 照合・確認作業 → 入金日 10月16日(金)

※上記期日に提出ができなかった場合は、次回の精算に繰越いたします。

※作業状況によっては、入金日が前後する場合はもごさいます。

(3) アンケート実施について

今回の事業についてのアンケートを利用者に配布いたしますので、旅館・ホテル様は極力回収のご協力をお願いいたします。

6. 「地元の宿応援事業」に係る証憑及び不正利用防止

「地元の宿応援事業」は岩手県の予算を活用しているため、事業で使用した証憑類は、年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

●証憑の保管について

(1) 対象事業者で入手又は作成する、5年間保管が必要な証憑について

地元の宿 応援事業(泊まるなら地元割クーポン) 利用明細書&請求書の原本の保管をお願いします。

(2) その他の証憑について

その他、必要と思われる証憑がありましたら保管をお願いします。

●不正利用防止

(1) ノーショウ

県内の観光支援という観点から、宿泊・旅行商品を購入して、実際には泊まらない、いわゆるノーショウについては補助対象外とします。 ※ノーショウとは・・・予約客が連絡もなく現れないこと

(2) 利用制限のための措置について

対象事業者は県内在住者以外の利用、ノーショウといった本事業の不正利用を極力排除するため、店舗やホームページ等で利用できない旨を明確に掲示すること。また、不正利用が発覚した場合、対象事業者は事務局へ通報することとし、事務局は事実を確認の上、本事業で利用した支援金の全部又は違反もしくは不正に係る部分の返還を求めるなどの措置を講じることとします。

●その他

- (1) 報告内容に間違いの無いように注意してください。
- (2) 利用明細書&請求書に、署名・捺印をお願いします。
※署名・捺印は対象事業者の代表者又は、担当部署の責任者名でお願いします。
- (3) キャンペーンの趣旨を踏まえ、マニュアルで定めたルールに則った取り組みをお願いします。
- (4) 割引クーポン 2,000 円をお客さまへ還元せず、対象事業者の利益とすることは厳禁です。
- (5) その他のご不明な点は、事務局あてお問い合わせください。
- (6) 地元の宿応援事業についての情報は、当事業事務局ホームページに掲載します。

※本事業マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更される場合があります。

最新版のマニュアル等について、逐次 HP 等から確認をお願いいたします。

7. 地元の宿 応援事業 泊まるなら地元割クーポン 業務に関わる Q&A

【Q1】 来館当日に割引クーポンを持ってこないお客様がいた場合は、対応可能か？

【A1】 1枚に対して2,000円の割引としていますので、持参いただかない場合は対応不可とさせていただきます。

【Q2】 割引クーポンは、館内の食事・お土産の割引・または取消料の精算に使えるのですか？

【A2】 宿泊料金に対しての割引となりますので、館内の食事・お土産にはご利用いただけません。

【Q3】 割引後の3,000円以上とは、諸税は含まれますか？

【A3】 税別とさせていただきます。消費税・入湯税は別途必要となります。

【Q4】 割引クーポン記載のお名前と、当日確認する証明の名前が異なっている場合は受付可能か？

【A4】 お名前が異なる場合は利用不可とさせていただきます。

ただし、当選者が同行の場合は、同行者が県民であることが確認できた場合のみご利用いただけます。

【例】参加者Aさんが 2枚当選。AさんとBさんが一緒に宿泊する場合、Bさんが岩手県民であることが確認できた場合のみご利用いただけます。

【Q5】 外国籍の方も対象となるのか？

【A5】 岩手県に居住している証明書のご提示があれば、ご利用可能です。

【Q6】 民泊は対象になっているか？

【A6】 対象外です。

【Q7】 すでに予約が確定したお客様の宿泊は割引の対象になりますか？

【A7】 原則 割引クーポンがお客様に到着した以降の予約が対象となります。

8. 「地元の宿応援事業」(泊まるなら地元割クーポン)補助額の具体例

次の場合、②にはクーポンの利用が認められないと考えます。ご注意願います。

(例) 1泊 6,600円 (税込み)

クーポンを利用しない場合

宿泊料金 (6,600円)	
岩手県民が宿泊施設に支払う額 (6,600円)	
宿泊料金 (現金 6,000円)	消費税額 (600円)

① 岩手県のクーポンのみを利用した場合 **OK**

宿泊料金 (6,600円)			
クーポン (2,000円)	岩手県民が宿泊施設に支払う額 (4,600円)		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">宿泊料金 (現金 4,000円)</td> <td style="width: 50%;">消費税額 (600円)</td> </tr> </table>	宿泊料金 (現金 4,000円)	消費税額 (600円)
宿泊料金 (現金 4,000円)	消費税額 (600円)		

② 他の補助 (補助率 1/2 **税込**) を利用した場合 **NG**

※宿泊料金が700円 **(1,000円未満)**

宿泊料金 (6,600円)				
クーポン (2,000円)	他の補助 (3,300円)	岩手県民が宿泊施設に支払う額 (1,300円)		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">宿泊料金 (現金 700円)</td> <td style="width: 50%;">消費税額 (600円)</td> </tr> </table>	宿泊料金 (現金 700円)	消費税額 (600円)
宿泊料金 (現金 700円)	消費税額 (600円)			

③ 他の補助 (補助率 1/2 **税抜**) を利用した場合 **OK**

宿泊料金 (6,600円)				
クーポン (2,000円)	他の補助 (3,000円)	岩手県民が宿泊施設に支払う額 (1,600円)		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">宿泊料金 (現金 1,000円)</td> <td style="width: 50%;">消費税額 (600円)</td> </tr> </table>	宿泊料金 (現金 1,000円)	消費税額 (600円)
宿泊料金 (現金 1,000円)	消費税額 (600円)			

回答日 年 月 日

TO 地元の宿応援事業泊まるなら地元割クーポン 事務局行き(FAX 019-653-2093)
又は jimotowari-gyosha@tobutoptours.co.jp まで

地元の宿応援事業 (泊まるなら地元割クーポン)に

参画します。(別紙 誓約書の提出願います。)

※下記URLよりWEB 申込サイトからの申込受付ができます。(その場合 FAX・メールは不要です)

URL <https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/jimotowari-gyosha/>

宿泊施設名 : _____

担当者 : _____

住所 : _____

連絡先電話番号 : _____ FAX : _____

Email : _____

HP : _____

振 込 口 座 番 号 (クーポン精算時使用)			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	
お受取人			

誓 約 書

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約いたします。

1. 地元の宿応援事業の内容に同意の上、岩手県及び地元の宿応援事業事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
2. 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
また、次の①から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ① 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
3. 事業の趣旨に則り、助成金を自己又は自社の利益とするような行為は決して行いません。
4. 国・岩手県及び地元の宿応援事業事務局が、地元の宿応援事業による低廉化支援を受けた旅行及び宿泊に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応いたします。
5. この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 2 年 月 日

申請者名称

代表者職・氏名

印

地元の宿 応援事業(泊まるなら地元割クーポン) 利用明細書&請求書

旅館名: _____
 担当者: _____ (印)
 利用期間: 2020年 月 日 ~ 月 日 利用分
 はがき送付枚数: _____ 枚

振込口座番号記入欄	
銀行名	
支店名	
口座番号	
口座名	

お客様の支払代金は1,000円税別以上であることが条件※

NO	利用日	受付番号(はがきのNO)	当選者氏名	宿泊者氏名	宿泊人数	①宿泊代金 (税別)	②消費税 (入湯税除)	③その他割引	④クーポン額	⑤お支払額	支払額税別 ※(⑤-②)
記入例	2020年7月20日	W00001	岩手 太郎	同 左	1	¥ 10,000	¥ 1,000	¥ 3,000	¥ 2,000	¥ 6,000	¥ 5,000
1							¥ -			¥ -	¥ -
2							¥ -			¥ -	¥ -
3							¥ -			¥ -	¥ -
4							¥ -			¥ -	¥ -
5							¥ -			¥ -	¥ -
6							¥ -			¥ -	¥ -
7							¥ -			¥ -	¥ -
8							¥ -			¥ -	¥ -
9							¥ -			¥ -	¥ -
10							¥ -			¥ -	¥ -
11							¥ -			¥ -	¥ -
12							¥ -			¥ -	¥ -
13							¥ -			¥ -	¥ -
14							¥ -			¥ -	¥ -
15							¥ -			¥ -	¥ -
16							¥ -			¥ -	¥ -
17							¥ -			¥ -	¥ -
18							¥ -			¥ -	¥ -
19							¥ -			¥ -	¥ -
20							¥ -			¥ -	¥ -
21							¥ -			¥ -	¥ -
22							¥ -			¥ -	¥ -
23							¥ -			¥ -	¥ -
24							¥ -			¥ -	¥ -
25							¥ -			¥ -	¥ -
26							¥ -			¥ -	¥ -
27							¥ -			¥ -	¥ -
28							¥ -			¥ -	¥ -
29							¥ -			¥ -	¥ -
30							¥ -			¥ -	¥ -

事務局 確認欄	はがき枚数チェック	
	金額チェック	
	管理者チェック	

はがき枚数 × 2,000円 = 請求金額 -

※記入欄が足りない場合は コピーしてご利用ください。